

表243 特定建築物衛生検査

注) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に基づき、<居室>浮遊粉じんの量は $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、一酸化炭素の含有率は100万分の10以下、二酸化炭素の含有率は100万分の1000以下、温度は 17°C 以上・ 28°C 以下、相対湿度は40%以上・70%以下、気流は0.5m/秒以下、<飲料水>遊離残留塩素の含有率は100万分の0.1以上、水質検査は水道法の水質基準に適合したものとしました。

資料：健康安全室